

ばい煙量等測定記録表

ばい煙発生施設の種類及び工場又は事業場における施設番号  
 測定者の氏名  
 測定箇所

ばい煙		測定単位	測定年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	測定方法	平均	最大	備考
硫黄酸化物	排出ガス量	( $\text{m}^3/\text{h}$ )					
	硫黄酸化物の濃度	(ppm)					
	硫黄酸化物の量	( $\text{m}^3/\text{h}$ )					
ばいじん	C s	( $\text{g}/\text{m}^3$ )					
	C	( $\text{g}/\text{m}^3$ )					
	酸素濃度	(%)					
カドミウム及びその化合物		( $\text{mg}/\text{m}^3$ )					
塩素		( $\text{mg}/\text{m}^3$ )					
塩化水素	C s	( $\text{mg}/\text{m}^3$ )					
	C	( $\text{mg}/\text{m}^3$ )					
	酸素濃度	(%)					
弗素、弗化水素及び弗化珪素		( $\text{mg}/\text{m}^3$ )					
鉛及びその化合物		( $\text{mg}/\text{m}^3$ )					
窒素酸化物	C s	(容量比 ppm)					
	C	(容量比 ppm)					
	酸素濃度	(%)					

備考

- 1 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(この項において、「標準状態」という。)における量に、ばいじん及び塩化水素のC s及びC並びにカドミウム及びその化合物、塩素、弗素、弗化水素及び弗化珪素並びに鉛及びその化合物については、標準状態における排出ガス1立法メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。
- 2 硫黄酸化物の排出ガス量の欄は、乾き排出ガス量を記載すること。
- 3 硫黄酸化物の量の測定について、大気汚染防止法施行規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」の欄の記載は不要であるが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載すること。
- 4 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度のC sの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げるC sとして表示された数値を、Cの欄にはそれぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2、別表第3及び別表第3の2の備考に掲げる式により算出されたばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の量として表示された数値を記載すること。ただし、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設に係る塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記載すること。
- 5 ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の濃度の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
- 6 日本産業規格K2301、日本産業規格K2541-1から2541-7まで若しくは日本産業規格M8813に定める方法により硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定した場合又は当該硫黄含有率をその他の方法により確認した場合には、硫黄酸化物の備考欄に当該硫黄含有率を重量比%又は容量比%の別を明らかにし記載すること。